

介護報酬の改定及び介護保険制度の改正に関する意見書

本年 4 月から、介護報酬が引き下げられるとともに、要支援者に対して保険給付として提供されてきた訪問介護及び通所介護サービスが段階的に地域支援事業に移行されるが、それにより、サービスの質の低下などに不安を抱く声もある。

そのような中、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりと、介護労働者が安心して働き続けるための環境整備が求められている。よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 訪問介護及び通所介護サービスの市町村事業への移行にあたっては、利用者の意向や主体性が尊重され、介護認定及びサービス利用が抑制されないよう、必要な措置を講じるとともに、自治体の実情を勘案し、経過措置の延長を検討すること。
- 2 介護労働者の安定的確保のため、事業所が介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算等を届出・請求するよう促すほか、安定的な処遇改善のため、基本給の賃金を改善すること。
- 3 特別養護老人ホームの入所者の中・重度重点化については、軽度者の状況を的確に把握し、過度な入所制限をしないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年（2015 年）7 月 17 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員